

梅ヶ枝中央会計

Q.監査等委員会設置会社とは

A.平成 27 年(2015 年)5 月 1 日施行の会社法により新設された機関

【他の機関等との比較】

パターン	
1.株主総会+取締役	大会社 or 公開会社では不可(注 2)
2.株主総会+取締役+監査役	大会社 or 公開会社では不可(注 2)
3.株主総会+取締役会+監査役 非公開会社では、監査役の権限を会計に限定すること可能(会 389①)	大会社では不可
4.株主総会+取締役会+会計参与(注 1)	大会社では不可
5.株主総会+取締役+監査役+会計監査人…非公開大会社では、監査役と会計監査人の設置が強制(会 328②、327③)	
6.株主総会+取締役会+監査役+会計監査人	
7.株主総会+取締役会+監査役会	大会社では不可
8.株主総会+取締役+監査役+会計監査人	公開会社では不可(注 2)
9.株主総会+取締役会+監査役会+会計監査人… 監査役会設置会社	大会社かつ公開会社ではいずれか強制
10.株主総会+執行役+取締役会+3 委員会+会計監査人… 指名委員会等設置会社 (名称変更)	
…指名委員会・監査委員会・報酬委員会(会 2 十二)	
11.株主総会+取締役会+監査等委員会+会計監査人… 監査委員会等設置会社	

注1. 会計参与の設置はパターン 4 以外では任意

注2. 公開会社(会 2⑤)では、取締役会と監査役(大会社では監査役会)の設置が強制(会 327①-②・328 I)

【コーポレートガバナンス・コード等との関係】

コーポレートガバナンス・コード	平成 27 年(2015 年)3 月、金融庁と東京証券取引所が策定した原案を確定・公表…専ら 上場企業 を対象
日本版スチュワードシップ・コード	平成 26 年(2014 年)2 月、金融庁が公表… 機関投資家 対象
伊藤レポート	平成 26 年(2014 年)8 月、経済産業省が公表…「持続的成長への競争力とインセンティブ～ 企業と投資家 の望ましい関係構築～」プロジェクト「最終報告」

【上場企業…大会社かつ公開会社の機関設計比較…総括】

	監査役会設置会社	指名委員会等設置会社	監査委員等設置会社
監査主体の構成	監査役 3 人以上内、社外監査役が半数 以上 。常勤監査役が必須(会 390③)	取締役 3 人以上内、社外取締役が 過半数	取締役 3 人以上内、社外取締役が 過半数
監査主体の選任・解任	選…普通決議 解…特別決議	選…普通決議 解…特別決議	選…普通決議 解…特別決議
監査主体の任期	4 年	1 年	2 年 →監査等委員でない取締役の任期は 1 年(会 332③)
監査主体の個人別報酬	監査役会の協議による	報酬委員会による	監査等委員会の協議による
取締役会での議決権	なし	あり	あり
社外役員の関係…JQ・マザーズ	1 名は独立社外 役員 (監査役 or 取締役)(有 436 の 2)		
	独立社外役員が監査役 1 名のみ、かつ社外取締役がない場合、会社法上理由開示(会 327 の 2)	独立社外取締役が監査委員・監査等委員に 1 名いれば、有価証券上場規程を遵守し、かつ、会社法上の社外取締役不在理由の開示不要	
	会社法上の開示不要とする場合、 社外監査役 2 名、独立社外取締役 1 名、計 3 名が最低限	独立社外取締役 2 名が最低限 (2 名とも、監査委員 or 監査等委員)	
社外役員の関係…本則市場	2 名以上独立社外 取締役 を選任すべき(コ原則 4-8)		
	社外監査役とは別に独立取締役 2 名いれば、有価証券上場規程、コーポレートガバナンス・コードを遵守し、かつ会社法の社外取締役不在理由開示不要	独立社外取締役が監査委員・監査等委員に 2 名いれば、有価証券上場規程、コーポレートガバナンス・コードを遵守	
	会社法上の開示不要とする場合、 社外監査役 2 名、独立社外取締役 2 名、計 4 名が最低限	独立社外取締役 2 名が最低限 (2 名とも、監査委員 or 監査等委員)	

梅ヶ枝中央会計

【上場企業の監査等委員会設置会社への移行のメリット】

1. 対監査役会設置会社

- ・会社法上の社外取締役不設置理由を開示しないための、社外役員の最低員数
 - 監査役会設置会社は3名もしくは4名が必要。
 - 監査委員等設置会社は2名が必要
(ただし、両者共、独立社外性はJQ・マザーズの場合は1名、本則市場の場合は、2名必要)。
- ・常勤性は要件ではない。
- ・監査等委員は、取締役会における議決権を有する。すなわち、適法性監査のみならず、広範囲な妥当性監査も可能。
- ・監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行(会 399 の 13 ⑤各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる(会 399 の 13⑥)。

2. 対指名委員会等設置会社

- ・指名委員会及び報酬委員会を置かずとも、定款の定めがあれば、業務執行者に対する業務執行の決定を業務執行者に大幅に委任することができる。
- ・1名又は2名以上の執行役の設置不要(会 402①)。なお、指名等委員会設置会社における執行役は、取締役を兼ねることができる(会 402⑥)。
- ・指名委員会等設置会社の取締役は、会社法又は会社法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、指名委員会等設置会社の業務を執行することができない(会 415)。

【監査等委員会設置会社への移行のタイミング】

臨時株主総会の場合、監査等委員以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであるため(会 332③)、その後の定時株主総会で再度、監査等委員以外の取締役の選任決議が必要。

【監査等委員会設置会社への移行手続…総会決議】

注.会計監査人を設置している監査役会設置会社からの移行を前提

1. 定款変更決議

- ・特別決議(309②11号、466)。定足数を1/2から1/3まで変更可能(会 309②)。

変更項目	備考
監査等委員会を置く旨の定めの設定および監査役(会)を置く旨の定め廃止	監査役は任期満了により退任することとなる(会 327④、336④1号・2号)
取締役の員数に関する定め	4名以上
取締役の任期に関する定め	監査等委員以外の取締役は1年(会 332③)

重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する定め	会 399 の 13⑥
責任限定契約に関する定め	非業務執行取締役に拡大(会 427①)従前は社外取締役に限定(旧会 427①)。
剰余金の配当等の決定の取締役会への授権に関する定め	

2. 監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役の選任

通常、取締役は、「監査等委員会がある場合において」、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、**監査等委員の同意**を得なければならない(会 344 の 2①)。

→**同意を得ることは不可能**であるが、独立性を確保する観点より、監査等委員である取締役の選任議案について**監査役会の同意**を得ておくことが**考えられる**。

3. 取締役の報酬枠の設定

監査等委員である取締役のみならず、監査等委員でない取締役の報酬についても、改めて株主総会の決議を経ておくことが適切と考える(会 361①②)。

【監査等委員会設置会社への移行手続…監査等委員の開催】

- ・常勤の監査等委員…不要であるが、定款で定めた場合は選定が必要
- ・監査等委員長の選定(必要に応じて)
- ・監査等委員である取締役の報酬の決定(必要に応じて)

【監査等委員の議決権と業務執行】

- ・業務執行の決定(会 399 の 13①1号)等の議決権を有する。(他、会 399 の 13①3号)
- ・監査等委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役等を兼ねることができな(会 331③)、当然のことながら業務を執行することはできない。

梅ヶ枝中央会計

【監査等委員自身の主な特徴】

1. 独任機関

監査役	監査等委員
監査役が有する会社・子会社の業務・財産の状況調査権(会 381②③)	監査等委員会により「選定」された監査等委員がその調査を実行(会 399 の 3)
監査役と取締役との間の訴えにおける会社の代表等(会 386①②)	監査等委員会により「選定」された監査等委員がその代表(会 399 の 7①③④)
監査報告の作成は、各監査役が作成し、監査役会の監査報告も個々の監査役監査報告に基づいて作成(会則 129、130①、会計 122、123①、127、128)	個々の委員の監査報告の制度はない。 例外的に ・不一致の場合の内容の付記(会則 130 の 2①後段、会計 128 の 2①後段)

2. 妥当性監査

監査役	監査等委員
監査役の「意見陳述義務」(会 383①)の範囲に、経営事項等に係る「妥当性」に係る意見を述べていい程度が問題	取締役であり(会 399 の 2②)、経営判断事項等について「妥当性」に係る意見を述べ、その取締役決議に 1 票を投じることは、その「取締役」の職務の範囲内と解される。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)との利益相反取引

取締役(監査等委員である取締役を除く)との利益相反取引について、監査等委員会
が事前に承認した場合には、取締役の任務懈怠の推定規定(会 423③)を適用しない
(会 423④)。